

秋田市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第20号

秋田市老人いこいの家条例施行規則を廃止する規則

秋田市老人いこいの家条例施行規則（昭和47年秋田市規則第17号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和10年 4 月 1 日から施行する。